

計画年度（第2期）
令和6年度～令和8年

山口県飼養衛生管理指導等計画（第2期）

令和6年1月
（一部変更：令和7年10月）
山口県

目 次

はじめに	1
第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向	
Ⅰ 山口県の畜産業及び家畜衛生の現状	2
Ⅱ 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生における課題	3
Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向	7
第二章 家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項	
Ⅰ 実施方針	9
第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項	
Ⅰ 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項	11
Ⅱ Ⅰ以外で推奨すべき飼養衛生管理上の事項	14
第四章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項	
Ⅰ 山口県の体制整備	16
Ⅱ 飼養衛生管理者の選任、研修等	16
Ⅲ 家畜の所有者等に対する情報提供に関する方針	17
Ⅳ 家畜の所有者等又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針	18
Ⅴ その他指導等の実施体制に関する事項	18
第五章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項	
Ⅰ 協議会等の活用と相互連携に関する方針	19
Ⅱ 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針	20
Ⅲ 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針	21
(参考1) 全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスの実施に関する計画	22
(参考2) 県計画における重点事項等	22
(参考3) 年間指導スケジュール	24

はじめに

- (1) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3では、農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その区分に応じ、家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定め、家畜の所有者は同基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが義務付けられている。
- (2) 平成30年9月以降、国内で家畜伝染病である豚熱の発生が拡大し、また、本県においても令和4年3月に岩国市で野生いのししの感染が確認されて以降、ほぼ県内全域に拡大し、農場における発生リスクが高まっている。また、高病原性鳥インフルエンザについても、令和2年度以降、毎年、国内で発生しており、特に令和4年においては、過去最多の26道県84事例が確認されている。
- (3) こういった情勢から、改めて、飼養衛生管理基準が法に基づく家畜の飼養に係る衛生管理の基準であるとの認識のもと、飼養衛生管理基準の遵守徹底を図っていくことが必要である。
- (4) 令和2年4月、法が改正され、国は、国家防疫の観点から、飼養衛生管理に係る指導等に係る基本的な方向等を飼養衛生管理指導等指針として定め、都道府県は、国の定める指針に即して、地域の実情に応じて、飼養衛生管理に係る指導等のうち、重点的に指導等を実施すべき事項等を法第12条の3の4の規定に基づき、山口県飼養衛生管理指導等計画（以下「県計画」という。）として定めることとなった。
- (5) なお、県計画については、令和5年9月の国の飼養衛生管理指導等指針変更を踏まえ、県内の家畜の伝染性疾患の発生状況及び動向又は飼養衛生管理指導等計画の実施状況のアップデートを行い、本計画を変更し、変更後の計画期間を令和6年度から令和8年度とした。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 山口県の畜産業及び家畜衛生の現状

(1) 畜産業の現状

本県においては、高齢化や後継者不足等により小規模経営を中心に離農が進み、飼養戸数、頭羽数ともに減少傾向である一方、一戸当たりの飼養頭羽数は、規模拡大により増加傾向にある。

(単位：戸、頭、羽)

畜 種	H25.2.1			R7.2.1		
	戸数	頭羽数	頭羽数/戸数	戸数	頭羽数	頭羽数/戸数
肉用牛	577	16,036	28	327	13,980	43
乳用牛	74	3,566	48	43	2,274	53
豚	15	22,899	1,527	7	32,345	4,621
採卵鶏	35	2,260,202	64,577	24	1,549,003	64,542
肉用鶏	54	1,397,869	25,886	41	1,233,675	30,090

(山口県畜産調査表による)

(2) 家畜衛生の現状

ア 牛

家族経営をはじめとする小規模経営が中心であり、飼養者の高齢化等の影響から、飼養衛生管理基準が遵守されていない項目が散見される。特に、肉用牛繁殖経営においては高齢者による小規模経営が多く、衛生対策を十分に実施できない事例もあることから、こうした飼養者に対しては、家畜衛生に関する正しい知識を丁寧に説明するなど、衛生対策の重要性について理解を進めていく必要がある。

イ 豚

企業経営が主体となっている本県養豚農場においては、バイオセキュリティレベルの向上に従前から取り組んでいる状況にある一方、現在、県内のほぼ全域で野生いのししでの豚熱感染が確認されている状況を踏まえ、畜舎の侵入可能な破損個所の補修等の野生動物侵入防止対策、食品残渣を原材料とする飼料の加熱処理等の飼養衛生管理基準の遵守指導を継続する必要がある。

ウ 鶏

本県では肉用鶏専門農協や商系の採卵農場などが多くあり、他畜種と比較して飼養衛生管理基準の遵守率が高いものの、引き続き、防鳥ネット、鶏舎等の野生動物が侵入可能な破損個所の補修等により侵入防止対策の徹底を図る必要がある。さらに、100羽未満の小規模農場についても、定期巡回等により飼養衛生管理基準への意識を高める必要がある。

Ⅱ 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生における課題

(1) 概要

ア 海外における家畜伝染病の発生状況

(ア) 鳥インフルエンザは、毎年、世界各地で発生が確認され、日本や韓国では秋から春にかけて渡り鳥の飛来により発生がみられるが、東南アジア諸国、台湾等のように通年で高病原性鳥インフルエンザの発生がみられている国・地域もある。令和2年以降、欧州や東アジア地域において高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）による大規模な発生がみられている。同ウイルスによる高病原性鳥インフルエンザは米国でも継続的に発生が確認され、同国では令和6年から7年にかけて過去最大規模の発生を記録した。欧州では従来、日本と同様に主に秋から春にかけて発生がみられていたが、令和4年には夏季においても発生が継続した。さらに令和4年には南アメリカ大陸、令和6年には南極大陸、オーストラリア及びニュージーランドにおいても発生が見られた。この他、米国や英国等では乳牛、めん羊、山羊等家畜以外の家畜への高病原性鳥インフルエンザ感染も確認されており、鳥インフルエンザをめぐる状況は、世界的に極めて深刻な状況となっている。

このような状況の中、ウイルス伝播に関与する渡り鳥は我が国に毎年飛来しており、また、国際的な人やモノの移動が拡大しているため、同病ウイルスが侵入するリスクは今後も極めて高い状況にある。

(イ) 豚熱は、アジア地域、ロシア、東欧地域、中南米地域において、現在もなお、断続的に発生が続いており、アジア地域における清浄化の見通しは立っていない。

国内においても、平成30年9月に同病が侵入し、飼養豚及び野生いのししにおいて感染が確認され、清浄化に向けた取組が続けられている中で、国際的な人やモノの移動の拡大により、同病ウイルスが新たに侵入するリスクは依然として極めて高い状況にある。

(ウ) アフリカ豚熱は、現在、アフリカ大陸だけでなく、欧州、アジア地域、中米地域において発生が確認されている。この世界的な発生の拡大は、平成19年4月に同病がアフリカ大陸からジョージアに侵入したところから始まり、その後、ロシア、東欧地域においても発生が拡大しており、平成30年8月には、中国においてアジア地域で初めてとなる発生が確認された。アジア地域では、中国での発生後、ベトナム、北朝鮮、韓国、タイなど、我が国以外の多くの国に発生が拡大している。欧州では、東欧諸国からドイツ、イタリア等の西欧諸国にも発生が拡大し、中米地域でも、令和3年にドミニカ共和国及びハイチにおいて発生が確認されている。欧州や韓国では、家畜だけではなく、野生いのししに同病ウイルスが侵入し、拡散することにより、家畜での発生リスクが高い状態が続いている。

我が国においては、令和7年8月現在、同病の発生は確認されていないが、本県と定期航路のある韓国の釜山広域市で野生いのししの感染が確認されるなど、国際的な人やモノの移動の拡大により、同病ウイルスが侵入するリスクが極めて高い状況にある。

(エ) 口蹄疫は、アジア地域を中心に、現在もなお、断続的に発生が続いている。東アジア地域における直近の口蹄疫の発生状況としては、中国において令和7年3月に発生が確

認されているほか、韓国では令和7年3月に発生、欧州でもドイツ、ハンガリー及びスロバキアにおいて、発生が確認されている(令和7年9月時点)。

我が国においては、平成22年以降、同病の発生は確認されていないが、国際的な人やモノの移動の拡大により、同病ウイルスが侵入する可能性は極めて高い状況にある。

イ 国内における家畜伝染病の発生状況

(ア) 鳥インフルエンザは、令和2年以降、高病原性鳥インフルエンザが毎年発生しており、令和6年シーズンにおいては、令和7年2月までに14道県51事例が確認されている。また、野鳥においても、19道県227事例で確認されている(令和7年6月時点)。

野鳥において同病ウイルスの保有が多数確認されている期間は、家きんにおける同病の発生リスクも高いことが示唆されていることから、引き続き、飼養衛生管理の徹底による家きんにおける発生予防及び発生時の早期の防疫措置によるまん延防止に取り組む必要がある。

(イ) 豚熱は、平成30年9月に我が国で26年ぶりに発生が確認され、令和7年9月現在、岐阜県、愛知県、長野県、三重県、福井県、埼玉県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都、兵庫県、佐賀県、岩手県、新潟県、愛媛県及び千葉県、の24都県の豚及びいのししの飼養農場において発生が確認されている。また、野生いのししにおいても、同病ウイルスが侵入し、感染区域が拡大、広範囲における発生リスクが高い状態が継続している。

このため、令和元年10月以降、飼養豚への豚熱の予防的ワクチン接種を開始し、さらに野生いのしし対策として経口ワクチン散布が行われている。

(ウ) 口蹄疫は、平成22年に宮崎県で発生が確認されて以降、国内での発生はない。ただし、周辺国において、現在もなお、断続的に発生が続いており、我が国への侵入に警戒が必要である。

(2) 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

畜 種	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	<u>＜ヨーネ病＞</u> 国内の発生頭数は、平成20年から平成22年にかけて400頭超で推移し、平成27、28年に600頭を超え、平成31年には1,066頭、令和6年には1,198頭と増加傾向にある。県内においては、平成19年の7戸8頭の発生を最後に確認されていなかったが、令和4年6月に柳井市の肉用牛農場で患畜1頭が摘発された。	<u>＜肉用牛経営＞</u> 規模拡大が進んでいるものの、繁殖経営では小規模が多数を占めており、開放型の畜舎で飼養するなど依然として飼養衛生管理の高度化が難しい状況にある。また、慣行的に母子同居による母乳哺育が行われており、ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫等の垂直感染の素地となっている。

畜 種	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
	<u>＜牛伝染性リンパ腫＞</u> 国内の発生頭数は、平成 20 年から平成 23 年にかけて 1,000 頭余りで推移し、平成 24 から 27 年に 2,000 頭を超え、平成 31 年が 4,113 頭、令和 6 年には 4,420 頭と増加傾向にある。県内においても継続的に発生しており、平成 28 年から平成 31 年にかけて、毎年 20 頭余りで推移していたが、令和 2 年以降増加し、令和 6 年には 39 頭確認された。 <u>＜牛ウイルス性下痢＞</u> 国内の発生頭数は、平成 27 年から平成 31 年にかけて毎年 300 から 400 頭台で推移していたが、令和 6 年には 124 頭と減少傾向にある。県内においては数年毎に発生しており、平成 29 年の 1 頭が最終発生となっている。	<u>＜乳用牛経営＞</u> 規模拡大が進んでいるものの、依然として中小規模の農場が多く、衛生管理区域の境界の明確化や出入口での車両消毒の実施等が必ずしも十分ではない。特に、産業構造上、集乳車が日常的に地域の複数の農場に立ち入るほか、作業機械のメンテナンス業者も衛生管理区域に出入りすることから、出入口での車両消毒の実施等に注意が必要である。さらに、一部の乳用後継牛は北海道等の県外から導入又は県外への預託をしており、当該地での疾病の発生状況も考慮した飼養衛生管理対策が必要。 <u>＜飼養管理＞</u> 飼料給与では、放牧をはじめ、牧草等の粗飼料を生育状況に近い状態で給餌することが多く、野生動物からの伝染性疾病の感染リスクを考慮する必要がある。ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢などは不顕性感染を示すため、病原体の農場への侵入が認知されないまま、農場内あるいは農場外にまん延するおそれがある。
豚	<u>＜オーエスキー病＞</u> 近年、国内では平成 24 年、27 年、29 年にそれぞれ 1 戸 3 頭（群馬県）、1 戸 5 頭（群馬県）、1 戸 4 頭（茨城県）発生しており、関東及び南九州地域以外は清浄段階に達している。 <u>＜豚繁殖・呼吸器症候群＞</u> 国内での発生は、平成 28 年から平成 31 年までに 50～80 頭で推移している。県内においても散発しており、平成 27 年の 1 頭が最終発生となっている。 <u>＜豚流行性下痢＞</u> 国内では平成 25 年 10 月に 7 年ぶりに発生が確認され、防疫マニュアルに基づく消毒の徹底やワクチンの使用により発生が減少していたが、平成 30 年 9 月から令和元年 8 月に関東を中心に発生数が増加した。県内では、これまで発生は確認されていない。	・平成 30 年 9 月に我が国で 26 年ぶりに発生した豚熱及びアジア地域で発生が拡大しているアフリカ豚熱等を踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るとともに、サーベイランスの実施、ワクチンの接種等により発生予防及びまん延防止に努めることが重要。 ・県としては、平常時から家畜の所有者等との信頼の構築と、飼養農場における衛生管理状況の把握を行うことが必要。 ・農場の衛生管理区域の出入口の限定や、外部車両が入場せずに飼料の搬入や死亡畜の搬出を行える仕組み、さらには豚舎の適切な配置や壁の設置等の外形的な対策を含めた強化が必要。 ・県内ではエコフィード活用肉豚として地域ブランドとなっており、食品循環資源の活用については、利用時の適切な加熱等、生物学的危害の防止に向けた徹底した対策が必要。 ・農場の多くが、中山間地域の野生動物の生息地

畜 種	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
		域に所在するため、野生いのしし由来の病原体の農場への侵入防止対策の強化が特に重要。
鶏	<鳥インフルエンザ> 県内において高病原性鳥インフルエンザが、過去3回発生 H16年1月：採卵鶏（山口市） 34,640羽 H23年2月：コクチョウ（宇部市） 338羽 H26年12月：肉用種鶏（長門市） 32,770羽 R6年1月：採卵鶏等（防府市） 23羽 <鶏痘> 本病は全国的に散発し、県内では平成31年、令和3年、令和5年に発生。本病は、吸血昆虫による媒介あるいは鶏群間で接触、飛沫により伝播する。	・養鶏場の一部では、開放型鶏舎や放鳥場等での野外飼養も行われているため、野鳥からのインフルエンザウイルス、ネズミからのサルモネラ属菌等の感染が危惧される。 ・種鶏場においては、初生雛への病原体の感染防止のためのワクチン接種等の取組を適切に実施することが重要。 ・コクシジウム症、外部寄生虫病による皮膚疾患などは、不顕性感染を示す病原体の農場内への侵入が認知されないまま、農場内あるいは農場外にまん延するおそれがある。 ・飼養衛生管理基準の遵守徹底を図った上でなお、鳥インフルエンザが発生した場合を想定し、その影響を最小限に抑えるための取組も重要。

（３）各主体における課題

ア 県

家畜の所有者及び飼養衛生管理者（以下、「家畜の所有者等」という。）における飼養衛生管理基準の遵守に関する指導については、最新の家畜衛生情報をメールやFAX、パンフレットの配布等により情報提供するほか、家畜の所有者等による自己点検と家畜防疫員等による確認結果のフィードバックによるPDCAサイクルに基づいた指導が重要となる。

具体的には、各畜種の所有者等が研修会等に参加し、飼養衛生管理基準の再確認を行うとともに、より有効な対応を目指し、優良事例の導入を計画（Plan）、自身の農場に導入（Do）、家畜防疫員等が遵守状況の確認し、改善点等を指摘（Check）、所有者等は指摘事項を改善（Action）、このサイクルを繰り返すことで、実効性の高い衛生対策が可能になるものと考えられる。

また、飼養衛生管理基準には、飼料運搬業者、集乳業者、家畜人工授精師、削蹄師、その他畜産関係者など複数の畜舎及びその敷地に入出入りする者（以下「関連事業者」という。）が農場に立ち入る際の消毒や立入者に関する記録の作成等、関連事業者の協力が必要な項目があることから、関連事業者にも農場を取り巻く衛生対策への協力の必要性について認識させる必要がある。

指導者については、家畜防疫員間で指導内容の水準にバラつきが無いよう飼養衛生管理基準の遵守指導の手引きや優良事例を理解の上、国等が開催する各種疾病の講習会へ積極的に参加し、内容について県内の家畜防疫員へ情報伝達することで、指導力の高位平準化を目指す必要がある。

イ 市町・関係機関

家畜の所有者等との平素からの関係構築に努め、最新の家畜衛生に関する情報の共有・周知及び家畜の飼養農場に関する情報の収集を行っておくことが必要である。

ウ 関連事業者

関連事業者の活動は、畜産業にとって必要不可欠なものとなっている中、近年の関連事業者の広域化は、疾病発生時の広域的な感染拡大のリスクも有している。そのため、農場を取り巻く衛生対策への認識を全ての関連事業者が共有し、家畜の伝染病の発生予防及びまん延防止に取り組むことが必要である。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

(1) 飼養衛生管理基準の遵守

飼養衛生管理基準は、家畜の所有者等が、家畜の飼養に関する衛生管理において基本として守るべき基準であり、その遵守は、最も重要な家畜伝染性疾病的発生予防対策である。

家畜伝染性疾病的発生は、近隣の農場や関連農場のみならず、関連事業者を含めた地域経済活動に影響が及ぶ可能性が高いことから、家畜の所有者等は、飼養衛生管理基準の遵守のため、必要な知識及び技術の習得に努める。

県は、家畜の所有者等の取組を支援し、地域の家畜衛生の向上と畜産振興に寄与するため、飼養衛生管理基準の遵守に関する指導等を実施する。

(2) 家畜の所有者等への情報の周知

県は、家畜の所有者等との連絡体制を確保し、家畜衛生関連情報を適時、適切に周知する。(第四章-Ⅲに関連記載)

(3) 市町、関係機関等との協力体制の構築

県は、家畜の伝染性疾病的による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町、関係団体、獣医師等と協力体制を構築し、家畜の伝染性疾病的の発生予防及びまん延防止に取り組む。

(4) 生産性を阻害する疾病的の低減

県は、獣医師や関係団体等と連携し、呼吸器病や下痢症、乳房炎等、致死的な症状を示さないものの、出生率や増体率の低下、乳質や乳量の減少等の生産性を阻害する疾病的について、家畜の所有者等に認識や理解を向上させるための衛生指導を実施する。

(5) 動物用医薬品の適正な流通・使用

抗菌剤の不適切な使用によって発生・増加する薬剤耐性菌は、畜産分野において、家畜の治療を困難とする等、近年、国際的に対策の強化が求められている。

県は、抗菌剤の不適切な使用による薬剤耐性菌の出現を防ぐため、販売業者、獣医師、家畜の所有者等の抗菌剤の慎重使用に関する認識の向上を図り、抗菌剤を含む動物用医薬品の適正な流通・使用が図られるよう監視及び指導を徹底する。また、抗菌剤を含む要指示医薬品については、獣医師の指示に従い使用するよう家畜の所有者等へ指導する。

(6) 野生動物への対策強化

県は、市町、関係団体及び地域の関係者と協力し、死亡いのししの豚熱検査と捕獲いのししの検査に取り組む。また、鳥インフルエンザの監視のための死亡野鳥の検査を実施する。また、家畜の所有者等に対し、防護柵や畜舎や飼料倉庫、堆肥舎等への防鳥ネットの設置、衛生管理区域周囲の除草等の野生動物の対策の徹底を指導する。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

(1) 県による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導

県は、毎年、農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、国が別途示す様式を使用し、確認を行う。その際、飼養衛生管理者が法第12条の4による定期報告等として行う自己点検の結果も併せて確認する。

なお、この確認は、原則、家畜防疫員の立入により実施するが、従前の遵守状況、指導等の経過等を考慮の上、必ずしも家畜防疫員の指導等が必要ないと判断した場合は、電話、写真、動画等又は、市町、関係団体及び獣医師等の農場立入時の情報収集に基づき確認を行うことを可とする。ただし、計画期間中、全ての農場に少なくとも1回は家畜防疫員が立入を行うこととする。

県は、市町、関係団体及び獣医師等による情報収集を行おうとする場合は、必要な知識・技術の習得・向上に関する研修会等を実施することとする。なお、市町、関係団体及び獣医師等は、情報収集の際、自己点検の方法等について、国や県が作成するパンフレット等の必要な案内、進言等を行うことができる。

確認の結果、飼養衛生管理基準の遵守状況が著しく不十分である場合等、衛生管理の改善のために必要と考えられる場合は、法第12条の5及び第12条の6の指導及び助言並びに勧告等を実施する。また、自己点検の方法等についても、必要な助言等を行う。

(2) 家畜の所有者による自己点検等

牛や豚及び家きんの所有者は、家畜伝染病予防法第12条の4に基づく定期報告に合わせ、毎年2月に飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を実施する。牛の所有者については、8月に再度自己点検を行い、不遵守項目の解消に努める。豚又はいのししの所有者及び飼養衛生管理者に対しては、3か月に一度、飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を行う。また、家きんの所有者については、高病原性鳥インフルエンザの発生シーズン前の9月頃から自己点検を開始し、シーズン中は不遵守が無くなるまで毎月繰り返して実施する。

(3) 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

県は、本計画に「重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項」（以下、「重点事項」という。）を定め、公表する。重点事項の指導に当たっては、年度ごとのスケジュール（以下、「年間指導スケジュール」という。）を3年分作成し、以降、毎年度、必要に応じて見直しを行う。

第二章 家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

I 実施方針

全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスの実施に関する計画（時期、地域、検査対象、方法等）について、毎年作成し公表する。（参考１）

（１）牛

ア ヨーネ病

法第５条の規定に基づき、発生状況等を把握するための検査を継続して実施する。摘発した患畜については、法第１７条に基づく殺処分を基本としたまん延防止の徹底により、清浄度の維持・清浄化の達成に努める。

検査対象牛は、①繁殖及び搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛、②種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛、③ ①及び②に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの、④繁殖及び搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛等とする。

イ ブルセラ症及び結核

「牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領」に基づき、輸入後１年以上経過した繁殖用に供する牛及び家畜改良増殖法第４条第１項の検査対象牛を対象に検査を実施する。

ウ アルボウイルス感染症

「牛のアルボウイルス感染症サーベイランス実施要領」に基づき、発生予察を目的とした抗体調査を実施するとともに、ワクチン接種の推進により発生予防に努める。また、異常産が確認された場合は病性鑑定を実施し、原因究明に努める。

エ 伝達性海綿状脳症

牛海綿状脳症特別措置法、「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成３１年４月１日付け農林水産大臣公表）」に基づき、ＢＳＥを疑う症状を呈した牛を検査対象として実施する。

オ その他の疾病

牛伝染性リンパ腫及び牛ウイルス性下痢については、国ガイドライン等に基づき検査及び疫学調査を行う。また、牛伝染性鼻気管炎、牛ＲＳウイルス病、牛パラインフルエンザ、牛コロナウイルス病などに対しても、引き続き飼養衛生管理指導を実施し、発生予防に努める。

（２）豚

ア 豚熱

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和２年７月１日付け農林水産大臣公

表)」に基づき、県内全ての農場の立入検査と抗体検査、異常豚の病性鑑定を実施し、浸潤状況を確認する。また、野生いのししについても検体を採取し、感染の有無を調査する。

イ アフリカ豚熱

「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日付け農林水産大臣公表）」に基づき、県内全ての農場に立入検査を行い、臨床検査を実施する。また、野生いのししについても検体を採取し、感染の有無を調査する。

ウ オーエスキー病

本県は、県下全域が清浄段階（ステータスⅣ）であることから、「オーエスキー病防疫対策要領」及び「山口県オーエスキー病防疫対策実施要領」に基づき、清浄地域からの豚の導入に努めるとともに、清浄性確認検査等の防疫対策を実施し清浄度を維持する。

エ その他の疾病

その他、豚丹毒や流行性脳炎、豚パルボウイルス感染症等についてワクチン接種の的確な実施による発生予防に努めるほか、生産性を低下させる豚繁殖・呼吸器症候群や豚流行性下痢の早期摘発等の防疫対策を実施する。

（3）鶏

ア 鳥インフルエンザ

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日付け農林水産大臣公表）」に基づき、モニタリング検査及び農場への立入検査等を継続実施する。

また、家きん等の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について助言・指導を継続実施する。

イ 家きんサルモネラ症、鳥マイコプラズマ症

「家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け農林水産省畜産局長通達）」に基づき、清浄ひなの供給を目的とした種鶏場における抗体検査の実施、感染鶏の摘発・とう汰による清浄度の維持に努める。

ウ その他の疾病

本県で発生が認められた伝染性疾病については、的確なワクチン接種の実施や飼養衛生管理基準の遵守など、引き続き飼養者に助言・指導する。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

(1) 実施方針

畜 種	事 項	対象地域及び 時期	実 施
全家畜 共 通	・家畜の所有者の責務の徹底	全域 周年	・所有者が、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る責務を理解し、衛生管理区域ごとに選任する飼養衛生管理者を通じて、全ての従事者等に飼養衛生管理に係る情報及び対策を共有することにより、一体的な防疫体制を構築。
	・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	全域 周年	・家畜の伝染性疾病预防の専門家の意見を反映したマニュアルを作成、マニュアルの冊子化、看板の設置等必要な措置を講じ、飼養農場に立ち入る全ての者及び従事者に伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報の周知徹底。特に飼養農場における防疫対策の具体的手順については、特定症状を発見したときのルール並びに衛生管理区域に入る際の人の更衣及び車両の消毒等のルールをマニュアルに記載する等の方法により周知徹底。なお、外国人従業員を雇用する場合は、図示や多言語化で全従事者が理解できる表示形式とするとともに、従業者に対する講習会の開催など手順の周知方法や、事後確認のための記録の方法についても併せて規定。また、本マニュアルは、本計画の変更等に合わせて、必要に応じて改善・改訂。
	・衛生管理区域の適切な設定	全域 周年	・衛生管理区域の設定に際しては、家畜の飼養区域、家畜の飼養に係る物品の保管場所並びに家畜接触者が行動する範囲等の衛生管理区域とそれ以外の区域とが柵、ロープ等により明確に区分され、出入口の数が必要最小限となるように設定。
	・記録の作成及び保管	全域 周年	・衛生管理区域に立ち入った者や従事者等の海外への渡航、飼養する家畜が呈した異状等に関する記録を確実に作成し、保管。
	・特定症状が確認された場合の早期通報	全域 周年	・下記の通報基準に該当する場合は、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう指導を徹底。下記の通報基準について、写真等を用いて、飼養管理に携わる従事者などに周知し、認識を共有した上で実践するよう指導。 ＜通報の基準＞ 牛：口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針第4の2(3)の①～③ 豚：豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針第4の2(3)の

畜 種	事 項	対象地域及び 時期		実 施
	・埋却等に備えた措置	全域	周年	①～③ ※アフリカ豚熱も同じ基準 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針第4の2(3)の①～③ 鶏：高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針第4の1(1)の①③ ・法第21条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地の確保のための準備措置を講ずるよう指導。なお、詳細についてはⅡを参照。
牛	・衛生管理区域の出入口における車両の消毒	全域	5月～8月 12月～3月	・衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、衛生管理区域に出入りする車両を消毒すること、特に車内のフロアマット及び車両の荷台に存在する有機物を介して病原体の侵入、又は持ち出されることがないように指導。
豚	・処理済みの飼料の利用	萩市 (1戸)	4月	・肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を自ら調達して飼料として給与する場合には、加熱等の処理及び処理前後における交差汚染防止措置を適切に講ずるよう指導。
	・衛生管理区域への野生動物の侵入防止	全域	4月	・衛生管理区域内への野生いのしし等の侵入防護柵の設置その他必要な措置を講じ、定期的に防護柵等の破損状況を確認し、遅滞なく修繕するよう指導。
	・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒	全域	4月	・畜舎に立ち入る全ての者に、畜舎ごとの専用靴の用意と、出入りする際の手指の洗浄及び消毒等を徹底するよう指導。
	・畜舎外での病原体による汚染防止	全域	4月	・畜舎間の家畜の移動に際しては、通路での病原体の侵入防止、洗浄及び消毒済みのケージやリフト等を使用するよう指導。
	・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	全域	4月	・畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等には野生動物の侵入防止のための防鳥ネットその他設備を設置し、定期的に該当設備の並びに当該設備が設置された畜舎の屋根及び壁面破損状況を確認し、遅滞なく修繕するよう指導。
	・衛生管理区域内	全域	4月	・不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓

畜 種	事 項	対象地域及び 時期		実 施
	の整理整頓及び消毒			等と、敷地の定期的な消毒を指導。
鶏	・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	全域	9 月 ～ 11 月	・衛生管理区域内に立ち入る全ての者に、衛生管理区域専用の衣服及び靴の使用を指導。また、交差汚染防止のため、使用前後の衣服及び靴は、すのこ、分離板等で場所を離して保管するとともに、更衣の前後の経路を一方通行とすること等の必要な措置を指導。
	・家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒	全域	9 月 ～ 11 月	・畜舎ごとの手指消毒設備の設置若しくは手袋・長靴を用意し、それらの更衣の際には交差汚染防止の手順で実施するよう指導。
	・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	全域	9 月 ～ 11 月	・畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫、調整池当の農場内敷地の水場等に野鳥等の小型野生動物の侵入防止を目的とした防鳥ネット（網目 2 c m 以下）やその他設備を設置し、定期的に設備の並びに当該設備が設置され家きん舎の屋根及び壁面破損状況を確認し、遅滞なく修繕するよう指導。なお、ウインドウレスであっても、除糞ベルトや集卵ベルトの通過口等から、野生動物侵入を防止するためのカバーやシャッターの設置等の対策及びそれらの日常の点検方法・体制について飼養衛生管理マニュアル等への記載を指導。
	・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	全域	9 月 ～ 11 月	・不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等と、敷地の定期的な消毒を指導。

（２）各年度の重点事項等

重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項及びその理由については参考 2 に示す。

（３）年間指導スケジュール

畜種毎の各主体における年間指導スケジュールについては参考 3 に示す。なお、国から当該指導計画の策定、変更等に係る助言があった場合は、可能な限りその助言を当該指導計画に反映させる。

Ⅱ I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

埋却地等の確保については、家畜の所有者に対し、法第 21 条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地の確保又は焼却若しくは、化製に備えた措置を講ずるよう指導等を行うほか、下記（１）から（６）により対応する。

（１）家畜死体及び汚染物品の処分方針について

本県における家畜伝染病発生の際の家畜死体及び汚染物品については、県と焼却施設所有業者とで事前協定を締結しており、鶏については死体をそのままの状態ドラム缶に収容した上での焼却が可能なおことから、基本的には焼却施設における処分を実施する。

牛や豚については、埋却処分を基本とするが、地下水が湧出するなどにより埋却が困難な場合は、移動式レンダリング装置によるレンダリング処理後の焼却等により対応する。

（２）埋却地等の確保に関する事前準備

県は家畜飼養者や関係市町等の関係機関と伝染病発生時に備えて、仮設基地や連絡道の確保、埋却作業等の防疫作業に必要なスペースの確保等について協議する。さらに、埋却が困難な状況が想定される場合に備えて、移動式レンダリング装置の設置スペースや焼却施設へ搬出するまでの生成物の保管場所の確保について、公有地を含めた検討を行い、併せて必要資材についても検討を行う。特に、家畜飼養者は関係機関と連携し、伝染病発生時の防疫対応について、周辺住民の理解と協力が得られるよう事前に対応する。

（３）大規模農場における発生時の防疫計画の作成等

県は、大規模農場に該当する養豚農場、養鶏農場について、農場と連携して特定家畜伝染病の発生を想定した防疫計画を作成し、必要な資材や人員等の確保等について準備を行う。策定に当たっては、人員や資機材の供与など、監視伝染病の発生時に農場が担う役割を明確化する。大規模農場の内、家きん飼養羽数 20 万羽以上及び豚飼養頭数 1 万頭以上の所有者は、当該農場について以下の措置を講ずることとする。

ア 家きん

- （ア） 衛生管理区域及び人、車両、物等の動線の見直しにより、農場を分割して管理すること（以下、分割管理）の導入について検討すること。
- （イ） 監視伝染病の発生に備えた対応計画（防疫措置の実施に関して所有者が行う人員、資材、機材等の準備及び家きんの死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。）を策定すること。
- （ウ） 飼養する家きんが感染する伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報に基づき、適切な時期に、ウインドウレス鶏舎やその周辺において粉じん、羽毛等を介した病原体の家きん舎への侵入を抑制する措置を講ずること。（ただし、当該措置の実施により家きんの健康を害するおそれがあるときは、この限りではない。）

イ 豚

- （イ） 監視伝染病の発生に備えた対応計画（防疫措置の実施に関して所有者が行う人員、資

材、機材等の準備及び家畜の死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。)を策定すること。

(4) 大臣指定地域における指導等

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性インフルエンザが過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられる地域を国へ報告し、農林水産大臣が指定する地域(以下、大臣指定地域)に所在する農場に対して、法第30条に基づく消毒方法等を実施する場合に備えた消毒薬の備蓄及び入気口へのフィルター又は不織布の設置、消毒薬又は水の散布等家きん舎及びその周辺の粉じん、羽毛等の侵入防止対策等の実施に必要となる準備措置を講ずるよう指導する(ただし、当該措置の実施により家きんの健康を害するおそれがあるときは、この限りでない。)とともに、農場周辺における野鳥の生息状況の把握、農場内における野鳥誘引防止対策の実施及び地域内で講ずるべき野鳥誘引防止対策の検討について指導等を行う。また、当該地域内における野鳥誘引防止対策の実施にあたっては、各家畜保健衛生推進協議会の活動として、対策を検討し、取組むよう指導を行う。

また、大臣指定地域の選定については、以下の考え方によるが、本県では令和7年9月現在、該当となる地域は無い。

ア 過去5年間ににおける発生農場において、当該農場から概ね半径10km以内に別の発生農場がある場合に、それぞれの農場から概ね半径10km以内の地域

イ 半径3km以内に10戸以上の家きん飼養農場があり、かつ当該農場における飼養羽数の合計が100万羽以上の地域

ウ ア又はイに近接する農場が所在する地域又は地域内の戸数若しくは飼養羽数がイに該当しない地域において県が必要と認める地域

(5) クロスコンプライアンスの導入

県は、畜舎整備等により規模拡大を計画する畜産事業者が補助事業等を活用するにあたり、家畜伝染病予防法、特に飼養衛生管理基準の遵守について、クロスコンプライアンスの導入を推進する。

(6) 特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るための家畜の所有者の対応

ア 農場の分割管理

家畜の所有者は、特定家畜伝染病発生時の殺処分等羽数の低減を図るため、当該農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について県と相談の上、農場の分割管理に取り組む。また、家畜保健衛生所から分割管理の運用開始時の確認及び運用開始後は毎年複数回の確認を受ける。

イ 交差汚染対策の実施

豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した際に、人・車両・物等の往来がある同一の経営体内の別の農場においては、シャワーイン等の実施や物品の扱いを農場別にするなど、家畜防疫員等の指導のもと、交差汚染防止対策を実施する。

第四章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 山口県の体制整備

1 家畜防疫員の確保及び育成

(1) 家畜防疫員の確保

県は、平常時から、民間獣医師の家畜防疫員への任命、修学資金の活用等による農林水産分野の公務員獣医師の確保、獣医師以外の県職員の家畜防疫員への任命、退職獣医師等の潜在的な人材の活用等を通じ、家畜防疫員の確保を計画的に図るよう努める。

(2) 家畜防疫員の育成

県は、関係都道府県及び国が組織する協議会等において、家畜防疫員に対する研修会及び講習会に関する優良事例等の情報共有を図りながら、研修会等を積極的に開催するなど家畜防疫員の育成に努める。なお、研修等の内容については、施設整備、生産性向上、コスト低減、経営継承、環境問題等の家畜衛生以外の情報を含めた総合的な指導力を養成する内容とする。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

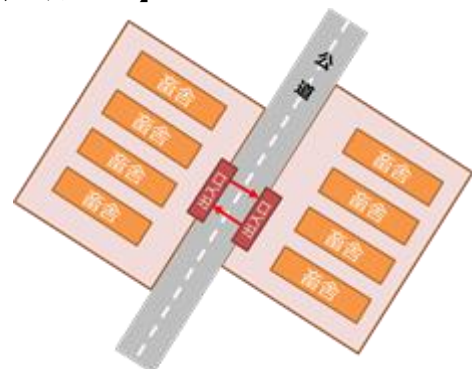
(1) 平常時から家畜と接している家畜の所有者や全ての従事者等が飼養衛生管理基準を遵守することが重要であり、飼養衛生管理者は、県や市町・関係団体から提供される最新の家畜衛生に関する情報も活用し、衛生管理区域における飼養衛生管理の適正な実施を担保する中心的存在として、選任されるものである。このため、県は、家畜の所有者によって選任された飼養衛生管理者（家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合には、当該家畜の所有者）が、衛生管理区域において、現に、家畜と接する従事者等が飼養衛生管理を適正に実施しているかを確認し、必要に応じて指導することができる者であるかを担保する観点から、(2) から (4) までにより選任指導を行う。

(2) 県は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う（※）。

※ 家畜の所有者自身が、実際に家畜に接する従事者などの管理が可能な衛生管理区域について、飼養衛生管理者になることも可能であり、同一の衛生管理区域において、複数の飼養衛生管理者を置くことも可能。

(3) 県は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域 【図：イメージ】

ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任するよう指導等を行う。ただし、右図のように衛生管理区域が隣接している場合や、その経営形態の性質からいって、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準や適切な防疫手法の共有をはじめとした業務の実施に支障がない場合には、この限



りでない。なお、大規模農場については、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置するよう指導等を行う。

(4) 県は、衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況を、以下の点に留意し、毎年の定期報告により把握する。

- ① 飼養衛生管理者が選任されていない衛生管理区域が生じないよう、定期報告により、飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域があることが明らかになった場合には、期限を定めるなど、速やかに選任するよう指導を徹底する。
- ② また、定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠方にある場合や、多数の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任している場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認及び指導することが事実上困難と考えられる場合には、県は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導等を行う。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

(1) 県は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として、毎年1回以上、以下の事項に関する研修の機会を提供するとともに、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者又は所有者自身を当該研修に参加させるよう指導等を行う。

なお、研修会は地域の生産組合や家畜人工授精師会等の総会、防疫演習や視察研修等のあらゆる機会を活用することとし、以下の項目において、資料等の提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図る。

- 海外及び国内（特に県内）における家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向
- 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- 飼養衛生管理者がその他の従事者等に対し行う教育等の方法
- 県の指導計画の内容
- その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

(2) 県は、第2章のⅠのサーベイランス結果や病性鑑定結果、と畜検査等の情報について、結果が判明次第、飼養衛生管理者や所有者に還元するとともに必要な対策について指導を行う。

Ⅲ 家畜の所有者等に対する情報提供に関する方針

(1) 県は、必要に応じて、第一章-Ⅲ-1-(2)の連絡先に対し、以下を情報提供する。

ア 平常時には、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、家畜の所有者等に対する研修に関する事項、県による飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項、投薬履歴やと畜検査結果等

イ 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、当該

疾病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、県による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等

- (2) また、県は、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供に配慮し、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。また、技能実習生の受入団体等に対し、研修の実施、当該団体を通じた情報提供等を働きかける。
- (3) 家畜の所有者等は、メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行い、国及び都道府県から発信される家畜防疫に関する情報を適時把握できる環境を整備する。なお、環境が整備されるまでの間は、FAX等による代用も可とする。

IV 家畜の所有者等又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

- (1) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、家畜の所有者等又はその組織する団体が、各地域において自助・共助の考えの下に飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理マニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介や視察、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、畜舎消毒の共同実施等の自主的措置に取り組むことが重要である。
- (2) 県は市町と連携を図りながら、(1)の自主的措置に対して、国内外の家畜の伝染性疾病的発生状況、最新の科学的知見や疫学情報及び、飼養衛生管理基準の遵守状況等の情報提供を行うとともに、求めに応じて、研修会又は講習会を開催する場合の職員の派遣を行う。
- (3) また、県は、市町や各地域の関係団体と連携して、平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会を開催するとともに、飼養衛生管理マニュアルの作成や自己点検等に関する助言等を行う。

V その他指導等の実施体制に関する事項

(1) 国への報告

県は、前年度の指導計画の実施状況、その年の家畜の飼養に係る衛生管理の状況及び家畜防疫員の確保状況を、国が別途示す様式により、7月31日までに国へ報告する。

(2) 命令違反者の公表について

県は、家畜の所有者又は飼養衛生管理者等が飼養衛生管理基準の不遵守の状況について、法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令に正当な理由なく従わなかった場合、周辺農家及び関連事業者におけるリスク管理の取組が適切に実施されるよう、家畜の飼養農場の名称及び所在地、代表者名又は家畜の所有者の氏名、違反事由等を速やかに公表するとともに、国へ報告する。

第五章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

- (1) 家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のためには、家畜の所有者、国、県、市町、関連事業者、生産者団体獣医師等が、それぞれの役割を自覚し、協議会等、関係者が常に情報共有や意思疎通を可能とする仕組みを構築することで相互に連携することが重要である。
- (2) このため、中国四国ブロックや九州ブロックにおける家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、以下の協議内容等について、近隣県との情報共有を図り、相互に連携する。

協議会等の名称	構成	協議内容
中国・四国ブロック 家畜衛生主任者会議	中国四国農政局、動物検疫所、 鳥取県、岡山県、島根県、広島 県、徳島県、香川県、高知県、 愛媛県、山口県	<平常時> ・家畜の伝染性疾病の発生状況 ・優良事例、指導事項等の情報提供 ・人員及び資材等の融通 ・県境域の消毒ポイントの設置等 <家畜伝染病発生時> ・人員及び資材等の融通 ・野生動物における浸潤状況の共有 ・疫学情報の共有
九州・沖縄・山口ブ ロック家畜衛生主任 者会議	九州農政局、動物検疫所、 動物衛生研究部門九州研究拠点、 福岡県、長崎県、熊本県、大分 県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 山口県	
中国地方5県家畜防 疫対策の広域連携会 議	中国四国農政局、 鳥取県、岡山県、島根県、広島 県、山口県	
県境防疫会議	島根県、広島県、福岡県、大分県	

- (3) 県は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置等を円滑かつ適切に実施するため、県内の市町等と連携し、県域及び地域単位の協議会を開催するものとする。協議会においては、以下の協議内容等について、相互に連携する。また、地域の生産者団体等が協議会等を組織した場合には、これらの協議会等とも相互に連携する。

県域の協議会は、飼養衛生管理基準の見直し等による本計画の改正等の際に必要な応じて開催し、地域協議会は年度初めに定期的に開催する。

なお、本計画改正の際には、県域の協議会を開催し相互連携のために情報共有する。

○ 山口県における飼養衛生管理に関する協議会

山口県における家畜衛生分野の連携を図る協議会については、県域の協議会として「山口県家畜衛生連絡協議会」を新たに立ち上げ、地域の協議会については、これまで各地域の自衛防疫活動を担ってきた各家畜保健衛生推進協議会を位置付ける。

協議会等の名称	構成	事務局	協議内容
山口県家畜衛生連絡協議会	・山口県畜産振興協会 ・山口県獣医師会 ・山口県配合飼料価格安定基金協会 ・山口県農業協同組合 ・山口県農業共済組合 ・山口県養鶏協会 ・山口県養豚協会 ・山口県酪農農業協同組合 ・防府酪農農業協同組合 ・家畜保健衛生所 ・県畜産振興課	畜産振興課	<平常時> ・飼養衛生管理基準の制度内容 ・飼養衛生管理の現況 ・優良事例等の情報共有 ・研修会等の開催 ・家畜伝染病発生時の人員等の融通 ・埋却地の確保等の連携強化 ・野生動物への感染防止対策 ・地域内における農場への野鳥等の誘引防止対策
東部地域家畜保健衛生推進協議会	・岩国市、和木町、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、下松市、光市、周南市 ・東部家畜保健衛生所	東部家畜保健衛生所	<家畜伝染病発生時> ・人員等の融通 ・周辺農場における発生状況 ・周辺農場における衛生管理の状況
中部地域家畜保健衛生推進協議会	・山口市、防府市、宇部市 ・山陽小野田市、美祢市 ・中部家畜保健衛生所しんざん	中部家畜保健衛生所	・野生動物における浸潤状況調査等に係る相互連携 ・移動又は移出の制限 ・ワクチン接種時の生体等の広域移動
西部地域家畜保健衛生推進協議会	・下関市、長門市 ・山口県農業協同組合 下関統括本部 ・山口県農業協同組合 長門統括本部 ・山口県酪農農業協同組合 ・防府酪農農業協同組合 ・深川養鶏農業協同組合 ・西部家畜保健衛生所	西部家畜保健衛生所	・埋却地の確保等まん延防止対策 ・その他疫学情報の共有 ・経営再開支援策に関する情報共有
北部地域家畜保健衛生推進協議会	・萩市、阿武町 ・山口県農業協同組合 萩統括本部 ・山口県酪農農業協同組合 ・北部家畜保健衛生所	北部家畜保健衛生所	

Ⅱ 家畜の伝染性疾患の発生時における緊急対応に関する方針

(1) 所有者・市町・関係機関等の対応

ア 管轄家畜保健衛生所と円滑な情報伝達ができるよう緊急連絡体制を整備する。

イ 家畜の所有者等は異常家畜を発見した場合、遅滞なく担当の獣医師へ連絡を行う。獣医師は、診療により家畜伝染病の罹患が否定できない場合、家畜保健衛生所へ通報する。

- ウ 通報を受けた家畜保健衛生所は、特定家畜伝染病防疫指針に従い農場へ立入り、情報収集するとともに病性鑑定のための採材を実施する。
- エ 検査により陽性が確認され現地防疫対策本部が設置された場合は、市町・関係団体等は各地域の防疫マニュアルに基づき行われる防疫措置に協力する。
- オ 発生農場以外の農場は、家畜の所有者等がその他の従事者と発生に関する情報を共有するとともに、飼養衛生管理基準のうち、特に「Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを自己点検し、必要に応じて結果を県に報告するとともに、修繕等が必要な場合は対応に要する期間等を合わせて報告する。
- カ 家畜の所有者等はその他の従事者等と衛生管理区域内の緊急消毒を実施するとともに、毎日家畜の異状（特定症状等）を注意深く観察する。
- キ 市町・関係団体等は、野生動物の感染状況確認のため、死亡野鳥や死亡・衰弱いのししに関する市民からの情報を県へ提供する。

（２）県の対応

- ア 家畜の所有者等により特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、管轄家畜保健衛生所の電話番号等の連絡方法、通報が必要となる症状等について周知する。
- イ 連絡会議及び対策本部会議の開催について報道発表を行うとともに、関係団体や協議会構成員等へ情報提供を行う。なお、国や市町、関係機関との連絡調整や、防疫対応を迅速かつ適切に実施するための対応措置については、特定家畜伝染病防疫指針や山口県防疫計画により対応する。
- ウ 必要に応じて県内の農場に対し緊急消毒や殺鼠剤の散布を実施するとともに、飼養衛生管理基準のうち、特に「Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを自己点検結果により確認し、実施が不十分と考えられる場合には、法第 34 条の 2 に基づき緊急の勧告又は命令を行う。
- エ 特定家畜伝染病防疫指針に基づき、野生動物について対象疾病の感染状況確認のためのサーベイランスを実施する。

Ⅲ 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

- （１）法で指定された家畜を飼養している者は、家畜の飼養に係る用途にかかわらず、飼養衛生管理基準を遵守する義務がある。このため、通常の家畜の飼養農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等）についても、その定期的・計画的な指導等のため、本計画に準じて対応する。
- （２）その際、県は、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点について明示的に指導等を行う。
また、動物園等を対象に指導等を行う場合には、畜産部局以外の関係部局に飼養衛生管理基準の遵守の重要性を説明した上で、適切に連携して行う。

(参考 1) 全国的サーベイランス及び地域サーベイランスの実施に関する計画

畜種	対象疾病名	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
牛	ヨーネ病	発生予防	県域	通年	繁殖牛等	5年毎・予備的抗体検出法
	ブルセラ症	清浄性維持	美祢市	7月	種雄牛	全頭・エライザ検査
			萩市	7月	種雄牛	全頭・エライザ検査
			県域	通年	流死産した母牛及び胎仔	全頭・エライザ検査
	結核	清浄性維持	美祢市	5月	種雄牛	全頭・ツベルクリン
			萩市	5月	種雄牛	全頭・ツベルクリン
豚	アルボウイルス感染症	発生予察	県域 定点農場	6月～ 11月	未越夏牛	抽出・中和試験
	伝達性海綿状脳症	発生状況確認	県域	通年	特定症状牛等	全頭・エライザ検査
	豚熱	免疫付与状況確認	県域	通年	全ての豚	抽出・エライザ検査等
鶏	アフリカ豚熱	発生予防	県域	通年	全ての豚	全頭・臨床検査
	オーエスキー病	発生予防	県域	通年	全ての豚	抽出・ラテックス凝集
	鳥インフルエンザ	発生予防	県域	通年	全ての鶏	抽出・エライザ検査
豚	家きんサルモネラ症	発生予防	美祢市 長門市	通年	種鶏	抽出・急速凝集反応
	鳥マイコプラズマ症	発生予防	美祢市 長門市	通年	種鶏	抽出・急速凝集反応

(参考 2) 県計画における重点事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
全家畜 共通	・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等に備えた措置	県内全域	・飼養衛生管理に係る基本事項 ・万が一発生した場合の対応に必要な項目	—
牛	・衛生管理区域の出入口における車両の消毒	県内全域	・他畜種と比較して遵守率が低い項目	5月～ 8月 12月～ 3月
豚	・処理済みの飼料の利用	県内全域	・国内において続発して	4月

	・衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・畜舎外での病原体による汚染防止 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		いる豚熱の発生に直接的に関係する項目	
鶏	・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ・家さん舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	県内全域	・国内において続発している高病原性鳥インフルエンザの発生に直接的に関係する項目	9月～ 11月

(参考3) 年間指導スケジュール

○ 牛

主体	No.	項目	内容												
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
牛所有者等	①	研修会・防疫演習への参加	研修会等へ参加し、飼養衛生管理基準を再確認する。より良い対応を目指し、優良事例等の導入を検討する。 ※Plan	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	②	自己点検	飼養衛生管理基準を実践し、半年に1回自己点検を実施する。 ※Do					○						○	
	③	自己点検結果の県への提出	2月の自己点検結果を県へ提出する（定期報告書）。	○											
	④	飼養衛生管理遵守状況の確認検査	家畜防疫員等による飼養衛生管理遵守状況の確認検査を受ける。 ※Check		○	○	○	○				○	○	○	○
	⑤	飼養衛生管理基準への対応方法の改善	③で改善指導を受けた場合、優良事例等を参考に改善する。 ※Action	○		○	○	○	○				○	○	○
	⑥	飼養衛生管理マニュアルの作成	獣医師等の専門家の意見を反映させた飼養衛生管理マニュアルを作成する。												
	⑦	飼養衛生管理マニュアルの見直し	作成した飼養衛生管理マニュアルの再確認・見直し											○	
	⑧	最新の家畜衛生情報の収集	国及び県から発信される家畜衛生に関する情報等を収集する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
県	①	研修会・防疫演習の開催	飼養衛生管理等に関する研修会や家畜防疫演習を開催し、飼養者の衛生管理意識を高める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	②	自己点検への助言・指導	飼養者が実施する自己点検について、助言・指導を実施する。					○						○	
	③	飼養衛生管理遵守状況の確認検査	飼養衛生管理基準の遵守状況について、国が示す様式により確認を行う。その際、自己点検の結果も確認する。		○	○	○	○				○	○	○	○
	④	飼養衛生管理遵守状況の改善状況確認	③で改善指導を行った場合、改善状況を確認する。	○		○	○	○	○				○	○	○
	⑤	飼養衛生管理マニュアルの作成指導	飼養者が作成する飼養衛生管理マニュアルについて助言・指導を行う。											○	
	⑥	最新の家畜衛生情報の提供	飼養者・市町・関係機関に家畜衛生に関する情報等を提供する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市町・関係団体	①	研修会・防疫演習への協力	飼養衛生管理等に関する研修会や家畜防疫演習の開催に協力し、飼養者の衛生管理意識を高める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	②	自己点検への進言	飼養者が実施する自己点検について、助言・指導を実施する。					○						○	
	③	最新の家畜衛生情報の提供	飼養者・市町・関係機関に家畜衛生に関する情報等を提供する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
獣医師等	①	研修会・防疫演習への協力	飼養衛生管理等に関する研修会や家畜防疫演習の開催に協力し、飼養者の衛生管理意識を高める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	②	自己点検への助言・指導	飼養者が実施する自己点検について、助言・指導を実施する。					○						○	
	⑥	飼養衛生管理マニュアルの作成指導	飼養者が作成する飼養衛生管理マニュアルについて助言・指導を行う。											○	

○ 豚

主体	No.	項目	内容												
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
豚所有者等	①	研修会・防疫演習への参加	研修会等へ参加し、飼養衛生管理基準を再確認する。より良い対応を目指し、優良事例等の導入を検討する。 ※Plan	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	②	自己点検	飼養衛生管理基準を実践し、3か月に1回自己点検を実施する。 ※Do			○			○			○			○
	③	定期報告書の県への提出	定期報告書を県へ提出する。	○											
	④	飼養衛生管理遵守状況の確認検査	家畜防疫員等による飼養衛生管理遵守状況の確認検査を受ける。 ※Check	○											
	⑤	飼養衛生管理基準への対応方法の改善	③で改善指導を受けた場合、優良事例等を参考に改善する。 ※Action		○										
	⑥	飼養衛生管理マニュアルの作成	獣医師等の専門家の意見を反映させた飼養衛生管理マニュアルを作成する。												
	⑦	飼養衛生管理マニュアルの見直し	作成した飼養衛生管理マニュアルの再確認・見直し											○	
	⑧	最新の家畜衛生情報の収集	国及び県から発信される家畜衛生に関する情報等を収集する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
県	①	研修会・防疫演習の開催	飼養衛生管理等に関する研修会や家畜防疫演習を開催し、飼養者の衛生管理意識を高める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	②	自己点検への助言・指導	飼養者が実施する自己点検について、助言・指導を実施する。			○			○			○			○
	③	飼養衛生管理遵守状況の確認検査	飼養衛生管理基準の遵守状況について、国が示す様式により確認を行う。その際、自己点検の結果も確認する。	○											
	④	飼養衛生管理遵守状況の改善状況確認	③で改善指導を行った場合、改善状況を確認する。		○										
	⑤	飼養衛生管理マニュアルの作成指導	飼養者が作成する飼養衛生管理マニュアルについて助言・指導を行う。	○											
	⑥	最新の家畜衛生情報の提供	飼養者・市町・関係機関に家畜衛生に関する情報等を提供する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市町・関係団体	①	研修会・防疫演習への協力	飼養衛生管理等に関する研修会や家畜防疫演習の開催に協力し、飼養者の衛生管理意識を高める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	②	自己点検への進言	飼養者が実施する自己点検について、助言・指導を実施する。			○			○			○			○
	③	最新の家畜衛生情報の提供	飼養者・市町・関係機関に家畜衛生に関する情報等を提供する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
獣医師等	①	研修会・防疫演習への協力	飼養衛生管理等に関する研修会や家畜防疫演習の開催に協力し、飼養者の衛生管理意識を高める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	②	自己点検への助言・指導	飼養者が実施する自己点検について、助言・指導を実施する。			○			○			○			○
	⑥	飼養衛生管理マニュアルの作成指導	飼養者が作成する飼養衛生管理マニュアルについて助言・指導を行う。	○											

○ 鶏

主体	No.	項目	内容												
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
鶏所有者等	①	研修会・防疫演習への参加	研修会等へ参加し、飼養衛生管理基準を再確認する。より良い対応を目指し、優良事例等の導入を検討する。 ※Plan	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	②	自己点検	飼養衛生管理基準を実践し、半年に1回及び10月～5月に毎月自己点検を実施する。 ※Do	○	○					○	○	○	○	○	○
	③	定期報告書の県への提出	定期報告書を県へ提出する。			○									
	④	飼養衛生管理遵守状況の確認検査	家畜防疫員等による飼養衛生管理遵守状況の確認検査を受ける。 ※Check						○	○	○				
	⑤	飼養衛生管理基準への対応方法の改善	③で改善指導を受けた場合、優良事例等を参考に改善する。 ※Action							○	○	○			
	⑥	飼養衛生管理マニュアルの作成	獣医師等の専門家の意見を反映させた飼養衛生管理マニュアルを作成する。												
	⑦	飼養衛生管理マニュアルの見直し	作成した飼養衛生管理マニュアルの再確認・見直し											○	
	⑧	最新の家畜衛生情報の収集	国及び県から発信される家畜衛生に関する情報等を収集する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
県	①	研修会・防疫演習の開催	飼養衛生管理等に関する研修会や家畜防疫演習を開催し、飼養者の衛生管理意識を高める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	②	自己点検への助言・指導	飼養者が実施する自己点検について、助言・指導を実施する。	○	○					○	○	○	○	○	○
	③	飼養衛生管理遵守状況の確認検査	飼養衛生管理基準の遵守状況について、国が示す様式により確認を行う。						○	○	○				
	④	飼養衛生管理遵守状況の改善状況確認	③で改善指導を行った場合、改善状況を確認する。							○	○	○			
	⑤	飼養衛生管理マニュアルの作成指導	飼養者が作成する飼養衛生管理マニュアルについて助言・指導を行う。											○	
	⑥	最新の家畜衛生情報の提供	飼養者・市町・関係機関に家畜衛生に関する情報等を提供する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市町・関係団体	①	研修会・防疫演習への協力	飼養衛生管理等に関する研修会や家畜防疫演習の開催に協力し、飼養者の衛生管理意識を高める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	②	自己点検への進言	飼養者が実施する自己点検について、助言・指導を実施する。	○	○					○	○	○	○	○	○
	③	最新の家畜衛生情報の提供	飼養者・市町・関係機関に家畜衛生に関する情報等を提供する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
獣医師等	①	研修会・防疫演習への協力	飼養衛生管理等に関する研修会や家畜防疫演習の開催に協力し、飼養者の衛生管理意識を高める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	②	自己点検への助言・指導	飼養者が実施する自己点検について、助言・指導を実施する。	○	○					○	○	○	○	○	○
	⑥	飼養衛生管理マニュアルの作成指導	飼養者が作成する飼養衛生管理マニュアルについて助言・指導を行う。											○	